日本赤十字放射線技師会規約

日本赤十字放射線技師会会則

第１章 総　則

（名　称）

第1条　本会は日本赤十字放射線技師会と称する。

（事務局）

第2条　本会の事務局は会長の指定する場所に置く。

（目　的）

第3条　本会は赤十字医療事業の発展に寄与し放射線に関する学術の研究に努め、あわせて赤十字人としての職業倫理を高揚するとともに会員相互の親睦を図りもって国民保健の維持発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員の職業倫理の高揚
2. 学術講演会並びに研究発表会の開催
3. 放射線安全管理の徹底及び被曝低減の促進
4. 会誌その他印刷物の発行
5. 会員相互の福利厚生に関する事業
6. その他本会の目的達成に必要な事業

第２章　会　員

（種　別）

第５条　本会の会員は次の２種とする。

（１）　正会員　本会の会員は日本赤十字社各施設等に勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、本会の目的に賛同した者とする。

（２）　名誉会員　会員の中で本会の事業に顕著な功績のあったもので理事会の選考を経て総会において承認を得たものとする。

２．名誉会員は本会の重要会務について諮問に応える義務を負う。

（入　会）

第6条　本会に入会しようとする者は、入会申込書に所定の事項を記入し、入会金及び当該年度の会費をそえて会長に提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。

（会　費）

第７条　正会員は総会において別に定める会費をその年度当初に納めるものとする。

（退　会）

第8条　本会を退会しようとする者は退会届を提出しなければならない。

（除　名）

第9条　会員が次の各号の一に該当した場合は、理事会における議決において除名することができる。

１．会則に違反したとき

２．会に不名誉、不利益を及ぼしたとき

３．会の統制を乱したとき

（拠出金等の不返還）

第10条　退会または除名された会員がすでに納入した会費は返還しない。

第３章　役　員

（役　員）

第11条　本会に次の役員を置く。

１．会　　長　　１　名

２．副 会 長　　３　名

３．常任理事　　若干名

４．理　　事　　若干名

５．監　　事　　２　名

（役員の選任）

第12条　会長、副会長、監事は、総会において会員の中から選挙し、常任理事は理事並びに会員の中から会長が指名する。

２．理事は別に定める各ブロックより選出されたものにつき会長が委嘱する。

３．常任理事、理事以外の役員に欠員が生じたときは、補欠選挙を理事会にはかりこれを補充することができる。

（任　期）

第13条　役員の任期は２ヵ年とする。ただし再任を妨げない。

２．補欠選挙によって就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

（職　務）

第14条　会長は、本会を代表し会務を統括する。

２．副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名する副会長が職務を代行する。

３．常任理事は会務を処理するとともに、事業の執行を図る。

４．理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

第15条　監事は、会務及び資産状況の監査を行う。

第４章　会　議

（会議の種別）

第16条　会議は、総会、理事会、常任理事会及び、会長が必要と認めた会議とする。

２．総会は、定期総会及び臨時総会の２種とする。

（開　催）

第17条　定期総会は年１回開催し、会長が招集する。

臨時総会は、理事会で必要と認めたとき開催する。

（権　能）

第18条　総会には、この会則に規程してあるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　事業計画及び収支予算の承認

（２）　事業報告及び収支決算の承認

（３）　会則の変更に関する事項

（４）　その他会長が付議する事項

２．常任理事会は常任理事をもって構成し、次の事項を議決する。

（１）　総会の招集およびこれに提案すべき事項

（２）　理事会の招集およびこれに提案すべき事項

（３）　会務運営に関する重要事項

３．理事会は、この会則に規定してあるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　事業計画の決定

（２）　会則を施行するのに必要な諸規則の制定ならびに改廃

（３）　緊急事項の処理

（４）　その他会長が付議する事項

４．監事は全ての会議に出席して意見を述べることができる。

（議　長）

第19条　総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選出する。

２．理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第20条　会議はその会議の構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状提出者は構成員とみなす。

（委任状）

第21条　やむを得ない理由のため会議に出席できない会員または理事は、会議の議長に委任状を提出すること。

（議　決）

第22条　会議の議事はこの会則に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第５章 資産及び会計

（資産の構成）

第23条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

１．　会費及び入会金

２．　資産より生ずる収入

３．　その他の収入

（経費の支弁）

第24条　本会の経費は前条の諸収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第25条　本会の収支予算は総会の議決により定め、収支決算は年度終了後速やかに監査を経て、　　総会の承認を得ることとする。

（会計年度）

第26条　本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第６章 会則の変更ならびに解散

（会則の変更）

第27条　本会則は、総会で出席した会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、これを変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第28条　やむを得ない理由のあるときは､会員の４分の３以上の同意を得て本会を解散することができる。

２．本会を解散したときの残余財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

第７章 雑　則

第29条　本会の会務執行のため必要な事項は別に定める。

附　則

この会則は昭和 28 年 11 月 15 日より施行する。

昭和 62 年　8 月 27 日改正

平成 10 年　5 月 28 日改正

日本赤十字放射線技師会基金運用規定

（目　的）

第１条　この規定は会則第 23 条により第 4 条の活動を強固にし、その基礎を確立するため積み立て基金について定める。

（積み立て方法）

第２条　前条の目的を達成するために一般会計より毎会計年度 10,000 円以上の積み立てを行なう。

（積み立て期間）

第３条　基金は 300 万円に達するまでとする。

（運　用）

第４条　基金は理事会の議決を経て運用する。

（会　計）

第５条　基金は特別会計とし、金融機関に預金し保管責任は会長が負う。

（収　入）

第６条　基金より生ずる収入は目標額に達するまで基金に繰り入れる。

（監　査）

第７条　基金に関する会計監査は監事が行ない、その結果を総会に報告しなければならない。

（改　廃）

第８条　この規定の改廃は理事会にはかり総会の承認を得るものとする。

附　則

本規定は昭和 52 年 11 月 17 日より施行する。

平成 10 年　5 月 28 日改正

平成 12 年　6 月 5 日改正

日本赤十字放射線技師会会費納入規定

第１条　この規定は会費の納入について必要事項を定める。

第２条　会則第 23 条の会費は年額 3,000 円、入会金は 1,000 円とし、入会時に納入するものとする。

第３条　会費は第 26 条に基づき、当該年度当初に納入するものとする。

第４条　会費 3 年間未納者については、退会とし、再入会金は 10,000 円とする。

第５条　理事会で特に認めた者は、会費免除とする。

第６条　この規定の改廃は理事会にはかり総会の承認を得るものとする。

附　則

この規定は昭和 28 年 11 月 16 日より施行する。

昭和 58 年 10 月 26 日　改正

昭和 62 年 8 月 27 日　改正

平成 2 年 4 月 5 日　改正

平成 10 年 5 月 28 日　改正

日本赤十字放射線技師会役員選挙規定

第１章　総　則

（目　的）

第１条　日本赤十字放射線技師会会則第 12 条に基づく役員の選出について必要事項を定める。

第２章　選挙管理委員会

（委員会の設置）

第２条　役員を選出するために、役員会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

（委員の選任）

第３条　選挙管理委員会は会員中より 5 名の委員を選出し、常任理事会の推薦を受け会長が委嘱して構成する。

委員長は互選とする。

２．ただし役員および、その選挙の候補者は選挙管理委員になれない。

（委員の業務）

第４条　選挙管理委員は次の業務を行う。

１．選挙の告示

２．役員の候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示

３．投票および開票の管理と当選の確認

４．総会に選挙の結果を報告

５．その他選挙管理に必要な事項

（委員の任期）

第５条　選挙管理委員の任期は 2 年とする。

２．選挙管理委員に欠員が生じた時は、補充選出を行ない補充選出された委員の任期は前任者の残存期間とする。

第３章　役員の選挙

（立候補者）

第６条　会長、副会長、監事に立候補しようとする者又は会員より候補者を推薦する者は、所定の様式により、選挙管理委員会に届出をしなければならない。ただし、推薦候補者の場合は本人の同意を必要とする。

第７条　立候補者および推薦候補者の届出締切日は総会前 2 ヶ月とする。

第８条　立候補者および推薦候補者なき場合は役員会において候補者を推薦することができる。ただし被候補者の同意を必要とする。

（選挙方法）

第９条　選挙はつぎの順序によって行う。

１．　会長　　２．　副会長　　３．　監事

第 10 条　会長および副会長、監事は次の方法によって選任する。

１．総会出席会員の無記名投票とする。

２．会長については単記投票とする。

３．副会長、監事については定数連記投票とする。

４．当選者はそれぞれ定数上位とする。

第４章　無投票当選

（無投票当選）

第 11 条　選挙告示を通じ締切期日を経過するも、候補者が役員定数を越えないときは無投票で当選者を定めることができる。

第５章　選挙権および被選挙権

（選挙権および被選挙権）

第 12 条　選挙権および被選挙権は会費を完納している者にかぎる。

第６章　改　廃

（改　廃）

第 13 条　この規定の改廃は理事会の議決によるものとする。

附　則

この規定は昭和 28 年 11 月 28 日より施行する。

昭和 62 年 8 月 27 日改正

平成 2 年 4 月 5 日改正

平成 10 年 5 月 27 日改正

書式１

日本赤十字放射線技師会　選挙管理委員会　　御中

立　候　補　届

立候補しようとする役職名

氏　　名　　印

生年月日　　年令

住　　所

病　院　名

病院所在地

病院 TEL

以上立候補します。

年　　月　　日

書式２

日本赤十字放射線技師会　選挙管理委員会　　御中

推　薦　候　補　者　届

推薦しようとする役職名

推薦候補者名

病　院　名

病院所在地

病院 TEL

以上の者を推薦致します。

年　　月　　日

推 薦 者 名

住　　所

病　院　名

病院所在地

病院 TEL

（推薦者複数の場合は、別紙に連記提出）

本　人　の　同　意　書

今度役員改選期にあたり、上記の通り推薦候補者として推薦されました。
会則に従い同意致します。

年　　月　　日

氏　　名　　印
生年月日
住　　所

日本赤十字放射線技師会表彰規定

第１条　この規定は日本赤十字放射線技師会会則第 29 条に基づき、本会に功績のあった者の表彰について必要な事項を定める。

第２条　本会会員で次の各項に該当するものは本規定により表彰する。

１．　功労賞　本会の発展に関し、功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者。

２．　奨励賞　放射線技術学の研究奨励に値する者。

３．　感謝状　海外派遣等に従事し貢献された者。

本会の名誉を高揚した者。

第３条　表彰に該当するものについては、所定の様式によりブロック理事からの推薦により行う。

第４条　表彰者の選考は表彰委員会によって行い、理事会の承認を得るものとする。

２．奨励賞は学術部の推薦により、表彰委員会で選考を行い、理事会の承認を得るものとする。

第５条　表彰者の選考にあたっては次の各項を勘案するものとする。

１．　本会に入会後技師会費を完納した者。

２．　功労賞は同一人には１回を原則とする。

３．　奨励賞は受彰内容が異なれば同一人に 2 回以上贈ることができる。

４．　奨励賞は施設を表彰者にすることができる。

第６条　表彰は毎年１回総会において行うものとする。

第７条　表彰は表彰状を授与して行うものとする。

２.前項の表彰状には副賞を添えることができる。

第８条　この規定に定めるもののほか必要な事項は会長が理事会にはかり定める。

第９条　この規定の改廃は理事会の議決によるものとする。

附　則

この規定は昭和 28 年 11 月 15 日より施行する。

昭和 62 年 8 月 27 日改正

平成 2 年 4 月 5 日改正

平成 10 年 5 月 27 日改正

日本赤十字放射線技師会旅費規定

第１条　この規定は会の役員が公務のため出張する場合に支給する旅費について必要な事項を定める。

第２条　会長は会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第３条　前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

交通費	実費
日　当	3.000 円
宿泊料	8.000 円

２．特別な事由による出張の場合は、第 3 条の規定にかかわらず会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

第４条　この規定の改廃は理事会の議決によるものとする。

附　則

この規定は昭和 28 年 11 月 15 日より施行する。

昭和 42 年 10 月 26 日改正
昭和 44 年 11 月　7 日改正
昭和 47 年 11 月 28 日改正
昭和 52 年 11 月 17 日改正
昭和 62 年 8 月 27 日改正
平成 2 年 4 月 5 日改正
平成 10 年 5 月 27 日改正

日本赤十字放射線技師会慶弔規定

第１条　この規定は会員並びに名誉会員等の慶弔について必要事項を定める。

第２条　前条に基き原則としてブロック理事又は本人より事務局に連絡するものとする。

第３条　給付対象は下記のとおり定める。

１．会員及び名誉会員が本会に対し顕著な功績があったとき。

２．会員の結婚。

３．会員及び名誉会員の死亡。

４．本会と密接な関係の方の死亡。

５．会長が特に必要と認めたとき。

第４条 金品については実情に応じ、その都度会長が決定する。

第５条 この規定の改廃は理事会の議決によるものとする。

附　則

この規定は昭和 62 年 8 月 27 日より施行する。

平成 10 年 5 月 27 日改正

日本赤十字放射線技師会ブロック設置規定

（目　的）

第１条　この規定は、日本赤十字放射線技師会（以下、本会という）会則第 29 条に基づき、本会の事業を円滑に達成する事を目的として、ブロックの設置に関する事項について定める。

（ブロック）

第２条　全国を７ブロックに分割する。

（役　員）

第３条　会則 11 条、第 12 条に定める理事のほか、別表に定めた人数の委員を置く。

（職　務）

第４条　理事、ブロック委員はそれぞれの担当施設を定め、その施設との情報交換の任に当たる。

２．ブロック委員は理事を補佐し、理事に事故あるときは理事に代わり理事会に出席することができる。

（規定の改廃）

第５条　この規定の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附　則

（施　行）

１．　この規定は、平成 12 年 4 月 21 日から施行する。

別表

ブロック理事・委員定数及所属病院（平成 11 年より）

ブロック	理事	委員	担当施設
北海道	1	1	伊達、釧路、北見、小清水、栗山、浦河、置戸 清水、函館、旭川
東北	1	1	八戸、盛岡、仙台、石巻、秋田、福島
東部	1	2	長岡、水戸、古河、芳賀、大田原、足利、前橋、原町、 さいたま、小川、深谷、医療センター、武蔵野、葛飾、 大森、成田、横浜市立みなと、泰野、津久井、山梨
中部	1	3	長野、長野上山田、豊科、川西、飯山、下伊那、諏訪、 岐阜、高山、金沢、富山、福井、静岡、引佐、浜松、 裾野、伊豆、山田、名古屋第一、名古屋第二、
近畿	1	2	大津、大津志賀、長浜、京都第一、京都第二、舞鶴、 大阪、高槻、大阪支部、神戸、姫路、柏原、中町、 和歌山医療センター、
中国・四国	1	2	鳥取、松江、益田、岡山、広島原爆、庄原、三原、 山口、小野田、高知、小松島、高松、松山
九州	1	1	嘉麻、今津、福岡、熊本、熊本健康管理センター、大分、 長崎原爆、長崎原爆諫早、唐津、鹿児島、沖縄

日本赤十字放射線技師会　入会申込書

平成　　年　　月　　日

日本赤十字放射線技師会
会　長　殿

私儀、貴会に入会いたしたく入会金と年会費を添えて申し込みます。

氏名（フリガナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　H・S　　年　　月　　日生　　性別　男　・　女

所属施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診療放射線技師免許登録番号	厚生労働省　第　　号
卒業学校名・卒業年度	学校名
	学部名
	学科名
	H・S　　年　　月　　卒業
赤十字病(産)院入社年月日	H・S　　年　　月　　入社

入会手続きについてのお願い
氏名、生年月日、性別、所属施設名を記入してください。
免許登録番号・卒業学校名卒業年度・赤十字病（産）院入社年月日を記入してください。
入会申込書は事務局へご送付ください。
入会金（￥1.000）・年会費（￥3.000）は財務部へご送金ください。
常任理事会で入会申込書・会費納入確認後、入会承認手続きを行います。

事務局記入欄

事務局受付年月日	平成　年　月　日	事務局長	印
財務部受付年月日	平成　年　月　日	財務部長	印
常任理事会承認年月日	平成　年　月　日	会　長	印